

茨木市ファミリー・サポート・センター利用補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成13年1月1日実施）に基づき実施する相互援助活動を利用した児童扶養手当受給世帯に対し、依頼会員から援助会員に支払われる謝礼金（以下「謝礼金」という。）の一部を市が補助することにより、相互援助活動の利用に係る経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2 謝礼金の補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に居住する茨木市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第4（平成13年1月1日実施）に規定する依頼会員であって、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条の規定による認定を受け、児童扶養手当の支給を受けている者（ただし、同法9条の規定により全額支給停止されているものを除く。）とする。

(補助金額等)

第3 謝礼金に対する補助金（以下「補助金」という。）の額は1カ月に支払われた謝礼金の合計額の2分の1に相当する額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は1月当たり20,000円を限度とする。

(対象者の登録)

第4 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ対象である旨の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする補助対象者（以下「登録申請者」という。）は、茨木市ファミリー・サポート・センター利用補助登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 児童扶養手当証書

(2) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、登録申請者の同意に基づき、市の保有する公簿等により前項各号の確認ができる場合は、書類の添付を省略することができる。

(登録の決定)

第5 市長は第4第2項による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定したときは、茨木市ファミリー・サポート・センター利用補助登録決定（登録却下）通知書（様式第2号）により登録申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による登録を決定したときは、当該登録決定者（以下「登録者」とい

う。)に係る台帳を作成する。

(抹消等の届出)

第6 登録者は、相互援助活動を受ける必要がなくなったとき又は第2に規定する要件に該当しなくなったときは、茨木市ファミリー・サポート・センター利用補助登録抹消届出書(様式3号)を市長に提出しなければならない。

2 登録者は、氏名、住所その他申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに茨木市ファミリー・サポート・センター利用補助登録変更届出書(様式4号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による届け出があったときは、台帳の登録事項を抹消し、又は変更するものとする。

(補助金の交付申請等)

第7 補助金の交付を受けようとする登録者は、相互援助活動の提供を受けた日の属する年度の末日までに茨木市ファミリー・サポート・センター利用補助金交付申請書兼請求書(様式5号)に援助活動報告書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたものについて補助金の額を決定し、申請者に対し茨木市ファミリー・サポート・センター利用補助金交付(不交付)決定通知書(様式6号。以下「決定通知書」という。)により通知し、補助金を交付する。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、茨木市ファミリー・サポート・センター利用補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市ファミリー・サポート・センター利用補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号（第4関係）

茨木市ファミリー・サポート・センター利用補助登録申請書

（申請先）茨木市長

年 月 日

茨木市ファミリー・サポート・センター利用補助を受けたいので、次のとおり登録申請します。

申請者	住所		生年月日	年 月 日
	(フリガナ) 氏名		電話番号	
区分	氏 名	世帯主 との続柄	生年月日	職 業
世帯 構 成 員		世帯主		
備考				
<p>（同意）</p> <p>茨木市ファミリー・サポート・センター利用補助実施要綱第2に規定する対象者であることについての審査に必要があるときは、私及び私の世帯員全員の住民登録及び児童扶養手当受給の有無について茨木市長が住民基本台帳及び児童扶養手当受給に関する事務の関係書類で確認することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>				

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長 印

茨木市ファミリー・サポート・センター利用補助決定（登録却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました茨木市ファミリー・サポート・センター利用補助登録につきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

登録の可否	決 定 ・ 却 下
却下の理由	

様式第3号（第6関係）

茨木市ファミリー・サポート・センター利用補助登録抹消届出書

年 月 日

（申請先）茨木市長

登録者

住 所

(フリガナ)

氏 名

電話番号

茨木市ファミリー・サポート・センター利用補助登録を、下記の理由により抹消したいため届け出ます。

記

抹消年月日	年 月 日
理由	

茨木市ファミリー・サポート・センター利用補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

（申請先）茨木市長

登録者

住 所 _____

（フリガナ）

氏 名 _____

印 _____

（自署の場合押印不要）

電話番号 _____

茨木市ファミリー・サポート・センター利用補助金の交付を受けたいので援助活動の報告の写しを添えて、下記のとおり申請し、請求します。

1 補助金交付申請額

区 分	活動時間数	支払い謝礼金額(A)	交付申請額 (A)×1/2 (10円未満切り捨て) 上限 20,000円/月
年 月分	(h)	円	円
年 月分	(h)	円	円
年 月分	(h)	円	円
合 計	(h)	円	円

2 補助金振込先

振込先 あてはまるものに○をし、新規・変更有の時のみ振込先を記入してください。		変更有無	新規・変更有
金融機関名	名 称	支 店 名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		

※相互援助活動を受けた日の属する年度の末日までに提出してください。

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長

印

茨木市ファミリー・サポート・センター利用補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました茨木市ファミリー・サポート・センター利用補助金の交付につきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定の内容	交 付 ・ 不 交 付
補助金交付申請額	円
補助金交付決定額	円
不交付の場合の理由	